

三条市職員採用専用ウェブサイト構築業務委託仕様書

1 委託契約等の概要

(1) 件名

三条市職員採用専用ウェブサイト構築業務

(2) 目的

人材獲得競争の激化に伴い、これまでの採用手法だけでは人材を獲得できない可能性が高くなってきている。そのため、本市では、新卒採用に加え経験者採用にも今後力を入れることとし、本市の求める人物像に合った人材を適宜採用することができるよう、経験者採用について、通年募集、通年採用を行うこととする。

これらの大きな方針転換を踏まえ、経験者採用に重点を置きつつ、新卒採用においても求める人物像に合った人材を獲得するため、20から30歳代までの重点的なターゲット層に対し、市役所業務への興味関心を高め、求める人物像が活躍できる職場であることを伝え、受験意欲を掻き立てる採用専用サイトを構築する。

また、上記の目的を踏まえ、次の内容に留意して構築する。

ア 三条市らしさを感じるデザインとすること。（新たな取組にチャレンジする、先進的、革新的なイメージ。）

イ ターゲット層に響く内容及び構成とすること。

ウ 経験者採用枠の実施方法が県内では珍しく通年採用であることが分るようになすこと。

(3) 委託契約期間

令和5年11月16日から令和6年3月31日まで（予定）

(4) 求める人物像

市役所職員として自律的に仕事ができる人

- ・ 変化を楽しみ、進化する人
- ・ 相手の気持ちに寄り添える人
- ・ 自分の意見を率直に言える人

2 業務内容

(1) 本仕様書に基づき、本市と協議の上、採用専用ウェブサイトを構築する。同サイトは三条市ホームページからのリンクを設定する。

(2) 検索結果で上位に表示されるようにSEO対策を提案する。

(3) 上記の求める人物像に合った、採用活動に係る、魅力的なキャッチフ

レーズを最低1つ提案する（キービジュアル等についても、同様のものを使用）。

- (4) 資料・画像は、受託事業者が取材・収集し、本市に確認し確定する。それらに係る権利は受託事業者にて調整の上、本市に帰属するものとし、画像はウェブサイト作成後、電磁的記録媒体（DVD-ROM等）により本市に納品する。その際、素材写真についても、本市に提供するものとする。
- (5) その他、本業務を遂行するために必要な事項を本市と協議の上、実施する。

3 ウェブサイト作成に関する留意事項

(1) 作成にあたっての要件について

ア サポートOS

対象サポートブラウザに対応したPC、タブレット及びスマートフォン用のOS

イ サポートブラウザ

Microsoft Edge、Chrome、Safari の最新

ウ プログラム言語

HTML、CSS、JavaScript（但し、脆弱性がないよう対応を要する）等、一般的に使われる言語とすること。

エ ユーザビリティ

PC、タブレット端末及びスマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とし（フューチャーフォンは除く）、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにすること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

オ サーバ

サーバの契約は受託者において行う。

(2) ドメイン

三条市ホームページとは別のサイトとし、ドメインを取得する。

（例：saiyou-sanjo.jp）ドメインの権利は三条市に帰属するものとする。

(3) サイト構成

トップページ、第2階層以下は記事ページ及び問合せ先（固定ページ）とする。項目については、上記の目的や求める人物像に応じて提案する。

項目例：求める人物像、トップメッセージ、募集要領 など

(4) デザイン

目的及び求める人物像を踏まえ、ターゲット層に響くデザインとする。全体の統一感を持たせることとする。

(5) CMS

WordPress又はStudioのテンプレートを使用して制作するのが好ましい。ただし、本市が随時編集する項目のみのテンプレートを指定する。なお、セキュリティなどのために必要なプラグインは設定すること。

(6) 取材・撮影

ウェブサイトに掲載する記事に係る取材及び写真撮影を行う。取材人数等は任意とする。

(7) 運用保守

運用保守、サーバ費用を含む。契約期間中は、本市の指示に基づき、随時、原稿修正、イラストの作成、文章や文字の変更、写真のトリミングの変更、レイアウトの変更などを行う。

(8) ウェブサイト分析ツール

Google Analytics及びSearch Consoleに接続する。

(9) SSLの設定

現時点では個人情報扱わないため、標準的な設定のみ行う。

4 納期及び成果物

(1) 納期

仮納品が必要な部分に関しては、本市と協議のうえ、決定するものとする。その後、必要箇所を修正の上、全ページのデータを令和6年2月1日（木）までに納入すること。ただし、本市がやむを得ないと認める場合にはこの限りでない。

(2) 成果物

サイトデータ（CMS含む）

制作データ一式

CMS操作マニュアル

(3) キービジュアル

規格：PDF形式データ、PDF形式に変換する前の編集可能な形式のデータ及びガイドに使用した全てのテキスト・画像データ（全てWindows10で取扱可能なもの）。データ形式については本市と相談の上、確定する。

(4) 三条市のホームページにおけるリンク用バナー

画像データ

5 情報セキュリティの遵守事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法及び関連法令に従い、「三条市情報セキュリティポリシー」の各規定を遵守すること。
- (2) 本業務を実施する技術者等については、本市情報セキュリティ規定や個人情報保護規定を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。
- (3) 業務において知り得た情報を、当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。このことは、本業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 本業務において取り扱う情報を本市の承諾なしに複写し、又は複製しないこと。本市が事前に承諾した場合を除き、当該業務については自ら行い、第三者に再委託しないこと。
- (5) 本市の承認を得た上で再委託（業務全体の一部に限る。全部再委託は禁止。）を行う場合には、当該第三者に対しても本事項を遵守させること。なお、再々委託は認められない。
- (6) 情報セキュリティの遵守事項に違反する事項が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 再委託を実施する場合、再委託先についても上記を遵守させること。

6 その他

(1) 再委託先に対する責任

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(2) 著作物等に関する権利の帰属

ア 本システムに関して、作成された画像等の著作権については、本市に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

エ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成

果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(3) 秘密保護

ア 個人情報、秘密事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 留意事項

ア 本業務に係る成果品の引き渡し後 1 年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修を行うこと。

イ 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

ウ 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。